

特集

史料の保存と公開

— 近現代史研究の立場から —

Preservation of archives and access policy:
a viewpoint of a researcher of modern history

内海 孝*

Takashi Utsumi*

まいど、お騒がせいたしております。古新聞、古雑誌、ご使用ずみのものがございましたら、お気軽に声をおかけください。チリ紙、トイレットペーパーと交換いたしております。

このいいまわしは、もうおなじみである。石油ショック (1973年) ころから、さかんに唱えられはじめたのであろうか。

明治期の、とくに古色蒼然たる新聞をめくって研究の足しにしてきたものにとって、この「古新聞」という呼び声が、なんとも軽薄な言葉であることかと割りきれない気持ちをいだかせた時期もたしかにあった。連続して残存しているよりも、欠号をおおくふくむ明治期の新聞にいささかなりとも慣れしたしんだがゆえの「憤慨」であったのである。

しかしながら、1970年代後半いご、明治期の新聞のマイクロフィルム化がすすみ、黄ばんだ紙面はわたくしたちのまえから消えつつあった。フィルムから紙焼きした、実物大の白地の明治期の新聞も、それと前後して、すがたをあらわしはじめる。わたくしの、さきの不愉快感は、なぜか少しづつ緩和されつけていった。

1980年代後半、地球環境の悪化、森林伐採の弊害が問われるなかで「古新聞」をはじめとする古紙再生利用キャンペーンは、わたくしに“地球にやさしい”意識を定着させていったのであろう。古新聞は捨てられるので

はなく、地球環境の再生にやくだつと、いまでは積極的に思いなおそうとしている。

とはいっても、チリ紙交換のあの声をきくにつけ、いまでも、古新聞の、わたくしにとっての「古新聞」の保存と利用について感慨にひたることがある。

1 国際関係の力学と史料の“公開”化 ——最近の新しい傾向——

ソ連ゴルバチョフ書記長の、1985年いろいろのペレストロイカ路線が東西冷戦構造の終結化、中ソ和解、東西ドイツの統一、東欧の変革、韓ソの国交樹立、米ソの大幅な軍縮化をもたらし、日本をめぐる国際政治経済環境が1990年前後、にわかに、はげしく変わりはじめたことは記憶に新しい。

いっぽうの日本は、プラザ合意 (1985年) いご、急激な円高にもささえられ貿易黒字をおおきく増大させ、いわゆるジャパンマネーの威力を発揮させつつ“経済大国”としての責務を問われはじめたのも、このころであった。バブル経済がはじけつつも、日本の国際社会における経済的地位は超大国アメリカの不振をよそに、ゆるぎないものになっていたのである。

このような脈絡のなかで、韓国の盧泰愚大統領の来日 (1990年5月)、ソ連のゴルバチョフ大統領の来日 (1991年4月)、天皇のタイ・

* うつみ たかし：東京外国語大学助教授

Takashi Utsumi: Associate professor, Tokyo University of Foreign Studies

マレーシア・インドネシア訪問（1991年9月）、アメリカのブッシュ大統領の来日（1992年1月）、宮沢首相の韓国訪問（同上）という公式訪問の政治的経済的意味はきわめて重視されなければならない。政治的利害と経済的利益がびまようにからまりあって、日本をめぐる1990年代の国際政治の構図は米ソ二極支配がくずれぬなか複雑化しつつも、その間隙をぬって、日本は国際政治のなかで“政治大国”としてのやくわりを執拗にはたそうとしている。

このような、日本をとりまく国際政治経済の緊張関係がたもたれているとき、日本の近現代史研究にとって、画期的ともいえる新しい事態が進行した。

その、第一にとりあげるべき事態は周知のように、1990年（平成2）5月の盧泰愚大統領が訪日したときに日本がわに提出をもとめた「朝鮮人強制連行者の名簿¹⁾」についてである。ときの首相海部俊樹は、5月29日の閣議で、記者団につきのように対応した。

「（政府として）調整しなくてはならないことなので、関係省庁に指示した」と述べるとともに、「名簿を作るのではなく、大至急、保管先を見つける」と強調した²⁾。

海部首相の、このようなころづよい対応がどれほどの効力をともなったかはさだかでないが、すくなくとも、この二年間、いくつかな名簿の存在が新聞紙上にぎわしたことはいうまでもない。神奈川県レベルで、名簿調査を積極的におこなってきた樋口雄一はこの二年を総括している。

その所蔵者の特徴は労働省、防衛庁の名簿を除けばそのほとんどが民間で作成された文書でそれが公的機関に所蔵されているという事例がきわめて多いのである。実情は県にあるいは市町村にあったはずの名簿が全くなく、民間で作成した文書が圧倒的に多い³⁾。

この総括の意味するところについては、のちにのべるが、韓国政府のこのような名簿調

査の要請は日本政府をつきうごかしただけでなく、従来の朝鮮人強制連行研究の枠組をこえて、全国規模で、いわば草の根の「強制労働」調査活動にまで発展している。熊本県では、戦時中の朝鮮人強制徴用・労働が数百人単位で、阿蘇の鉄鉱山でおこなわれたことがわかり、韓国の大学生もはじめて、市民グループとともに現地視察した⁴⁾。

とりわけ注目されるのは在日朝鮮人総連合会と日本人研究者らで組織されている「朝鮮人強制連行真相調査団」の活動である。朝鮮人強制連行問題⁵⁾のみならず、中国人強制労働の実態⁶⁾にいたるまで調査の範囲をひろげている。後者については「中国人強制連行を考える会」が、その実態調査をアメリカの国立公文書館でおこなって、すでに成果をあげていたが⁷⁾、日本の近現代史研究の水準はこのように国境をこえたかたちでの調査研究が必要不可欠であることをつよく印象づける。

だが、この過程であきらかになった注目すべきことは、「名簿」などの文書資料が国の内外の文書館・図書館で所蔵されていた事実だけでなく、アメリカの議会図書館所蔵の接収文書マイクロフィルムの原本が日本の国立公文書館に保存されていたという現実である。国立公文書館の定員が「世界で劣等国」であることはつとに指摘されるところである⁸⁾が、その意味では、文書館にたいする利用者がわの積極的なかわりあいがいかにたいせつであるかがわかるだろう（なぜ、公文書館がわは“発見”できなかったのか、しなかったのかは捨象しているのであるが）。

新しい事態のふたつめは、ゴルバチョフ大統領の訪日をきっかけに、ソ連がわから「ソ連抑留死者名簿」がひきわたされ、3万8647人分の旧日本兵の埋葬地域がシベリアだけでなく、黒海周辺やモスクワ地域まで、572か所にひろく分布していたことが判明した⁹⁾ことである。ただ全国抑留者補償協議会の斎藤六郎会長は、この事態についてかたる。

幅広い地域の名簿を集めたという意味で、ソ連政府の努力は評価できる。しかし、

まだ全体の七割。われわれが墓参した埋
葬地を含めて、多くのところが含まれて
いる¹⁰⁾。

じじつ、6万数千人といわれる抑留死亡者
からみれば、ゴルバチョフ大統領が持参した
名簿は「全体の七割」かもしれないが、海部
俊樹首相が1991年1月に韓国訪問したさい、
かれが朝鮮人強制連行者の名簿を「持参」し
たという報道はなかったことをかんがえると、
その背後にある日本とソ連の文書館の体制と
保存能力の歴然たるちがいに気づく。ソ連の
「視聴覚史料館」でさえも、その淵源を1926
年の政府布告にもとめることができる¹¹⁾。

モンゴル抑留死者名簿も、1991年3月、モ
ンゴル政府から提出され(1597人分)、2000人
が現地で死亡したといわれるなか、今回わ
かった身元は834人であった¹²⁾。

天皇になってはじめての公式の、タイ、マ
レーシア、インドネシア訪問で、第二次世界
大戦中の日本のかつてのすがたが露出してき
たことにもふれておこう。インドネシアのム
ルディオノ官房長官は1991年9月30日、天皇
の現地訪問前に、大戦中の日本による占領に
ついて謝罪をもとめないが、つぎのように記
者に答えている。

しかし、当時の苦しみを「われわれは決
して忘れないだろう」とも述べ、今回の
訪問によって日本の戦時中の行為が清算
されるわけではないことも示唆した¹³⁾。

インドネシアだけでなく、東南アジアのひ
とびとの脳裏のなかに「忘れない」日本が浮
きぼりになっている。ここに、文字資料とは
ちがう、目にみえない“史料”をかいまみ
ることができよう。一部の研究者のあいだでは
じまっているが、このような膨大な数の“戦
争史料”のオーラル・ヒストリー化は「国際
貢献」を唱える国こそ、率先して、まずおこ
なう必要がある。

このようにして、1990年前後の国際関係の
緊迫した政治経済力学のなかで、日本の近現
代史研究の、さまざまな貴重な史料群があぶ
りだされてきたのである。これは、さいきん

の史料公開の、新しい特徴的な傾向のひとつ
といえる。いわば他律的史料公開法ともよば
れるべきであろうが、もういっぼうで自律的
史料公開の方法も、つぎに検討、構築されな
ければならない。

2 保存史料の“公正化”と地域史編纂 ——永久保存・公開法として——

1990年代初頭の、国際関係の外交交渉から
あぶりだされた日本近現代史料群とその調査
研究への新しい地平は、とても刺激的であつ
たが、他律的であったことをさきにのべた。

同時に、このような外国がわから要請され
たかたちでの該当文書館・図書館の定員と調
査体制にも限度があると、さきにふれたが、
1992年1月の、朝鮮人従軍慰安婦についての
「国の関与を示す資料」が防衛庁防衛研究所
図書館に所蔵されていたことがわかったさい
に、担当の資料専門官はつぎのようにかたつ
ている。

こういうたぐいの資料があるという認
識はあった。しかし、昨年〔1991年〕暮
れの政府からの指示は「朝鮮人の慰安婦
関係の資料」と限定されていたため、報
告はしていない。軍がこれらの慰安所を
統制していたと解釈してよいが、「軍が
関与した」と解釈するかどうかはコメン
トできない¹⁴⁾。

1991年12月、朝鮮人元慰安婦が日本政府に
補償をもとめる訴訟をおこし、韓国政府も真
相究明を要求したが、日本政府からの防衛庁
への「指示」はきわめて「限定」されていた
と、資料専門官はいう。

このコメントを読んだとき、わたくしには
いちまつ不安がよぎった。頭の底に、由井
正臣のことばがあったのであろう。

日本近・現代史研究に不可欠な旧陸海
軍関係資料は防衛庁戦史室に保存されな
がら、特定の人以外には公開されていな
い。『レイテ戦記』を書いた大岡昇平氏
がある対談で語っているように、史料は
直接みせないで、質問事項にかぎって係

官が史料をひぎの上にひろげて口頭で教えるという状態である¹⁵⁾。

由井の、1973年に記述したこのような事態は、このたび吉見義明がみつけだした、さきの「国の関与を示す資料」(陸支密大日記)が1958年にアメリカから日本に返還され、防衛庁戦史室に引渡された資料であることをかんがえると、史料の「公開」という点からは一見、改善されているようにみえる。

だが、史料にたいする資料専門官の公正さは、いかがなものであろうか。^{追記}

けっきょく、従軍慰安婦問題に日本軍が関与していたことを宮沢首相は1992年1月14日の訪韓直前、「率直にこれを認め、おわびしたい¹⁶⁾」とのべざるをえなかった。

このような国際政治がらみの、政府が要請する調査指示は、ときには保存史料の公開におおきな効力を発揮するが、さきにも「限定」された指示はかえって史料の“秘匿”への可能性を十分にひめていることも教えてくれた。文書館の政治からの独立性、文書館員(アーキビスト)の身分保証と地位の独立性という古くて、新しい問題が、今後の文書館活動においても、いっそう緊要な課題であるといわなければならない。

では、この他律的な“外圧型史料公開法”にかわる、自律的な“内需型史料公開法”ともいべき方法はあるのであろうか。

そのひとつの方法として、わたくしは1991年11月に市長あてに報告され、翌年3月、議会で予算承認された「(続)藤沢市史編纂要綱」の編纂主旨に注目したい。

この事業は、また、地域住民の生活から歴史を見直す作業を通じて、日本史像の再構築にむけて新しい地平を切り開いていくものになるであろう。しかも、市民の地域社会に根ざしたいという要望を顧慮しつつ、市民に親しまれ、平易な内容の藤沢市史を永続的に考えていく¹⁷⁾。

どの部分に注目するのか。

引用文のさいごの「藤沢市史を永続的に考えていく」というところにポイントがある。

つまり、旧来の自治体史編纂事業は各自治体の「何十周年」を記念しての、期限つきの、巻数制限つきの記念碑的編纂事業がほとんどであった。だが、このたびの藤沢市史は「永続的」にかんがえられている。しかも、編纂計画の概要のなかでは「特に巻数については決めない¹⁸⁾」と、わざわざただし書きをつけている。

これは、あきらかに自治体史編纂事業を記念碑的の事業から脱却させ、それにかわって史料の永久保存・公開運動としての地域史編纂事業ともいべき文書館活動の一環として位置づけようとしている。

(続)藤沢市史編纂準備委員会¹⁹⁾の、いっぽうの要所をしめる高野修は、その準備委員会を構想する過程でつぎのようにいう。

市史編纂(地域史)は、文書館業務に裏付けられてはじめて可能となるのである。それ故、心を新たに、文書館という土壌の上に市史編纂という花を咲かせたいというのが私共の願望なのである。勿論、文書館は藤沢市という自治体の存在する限り不変的に存在する施設であり、市史編纂は、文書館事業の一コマに過ぎないが、この事業も不変的に文書館事業として永続するものである²⁰⁾。

地域史編纂は「文書館事業の一コマ」で、しかもそれは「永続する」という願望は、ついに実現した。それは、地域史編纂をつうじて、文書館員(アーキビスト)と研究者とが共同して、史料の収集と保存、保存史料の公開と公正化という情報のライフサイクルを永続的に検討できうる場ができたことを意味していよう。

しかも、史料の収集と保存は「公文書」にかぎらず、個人・団体などの民間文書、市域外・外国などの市外文書も、その射程にはいつている。さきにもた朝鮮人強制連行問題でも、名簿の所蔵者はほとんどが「民間で作成された」ものであったことからわかるように、今日の近現代史研究の水準は文字どおりの「公文書」だけではなりたたない。

公文書館法というところの「公文書等」の「等」を積極的に活用し、「民間においてもきわめて多くの文書が発生²¹⁾」している昨今、文書館を核とした永続的な地域史編纂事業をとおして、多種多様な社会構造を反映させたような現代史料を収集、保存する必要がある。ただし、現代史料の、なにを具体的に収集するか議論はまださきがみえていない。

ヘボンがかつて翻訳した Archive の19世紀的意味、すなわち“Kuni no taisetsu naru kaki mono takuwa e oku tokoro” (国ノ大切ナル書キモノ〔ヲ〕貯ヘ置クトコロ) という意味あいは、当時の欧米諸国の情報管理のありようをつたえたものであろう。だが、今日の日本では、そのことばの中味に、単線的でない、重層的な社会構造上の要素をもちこまなければならない状況が現出している。

その意味でも、地域の実情にそった文書館活動と相互に連繫をたもちつつ、現代史料の永久保存・公開法としての地域史編纂事業を永続的につづけていくことが、いま、あらたにもとめられている。

〔注〕

- 1) この問題については、盧大統領に同行した崔浩中韓国外相が5月25日の日韓外相会議のさい、中山外相に「名簿づくり」に協力してほしい旨を要請し、約束をした(『朝日新聞』1990年5月29日付夕刊)。その結果、日本政府は29日の閣議で、その名簿の所在を内閣官房であらためて調査、政府としての統一見解をまとめることを申しあわせ、翌30日には法務省をとおして各市町村ごとに戸籍を調べるよう通達をだすことがあきらかにされた(同上、5月30日付夕刊)。
- 2) 同上、1990年5月29日付夕刊。
- 3) 樋口雄一「地域・朝鮮人強制連行問題・文書館」、『地方史研究』235号、1992年2月、102ページ。
- 4) 『熊本日日新聞』1991年8月22日付。小松裕氏のご教示による。
- 5) 朝鮮人強制連行労働者、約33万人分の未払い賃金が、いまま法務局に供託されている(『朝日新聞』1991年6月10日付夕刊)。
- 6) 中国人強制連行の大枠をきめた「華労移入経過」の「華人労働者内地移入に関する件」

(1942年11月27日付)という閣議決定文書は、戦後アメリカに接収され、1974年に返還された資料であるが、真相調査団はこれをアメリカ国立議会図書館所蔵のマイクロフィルムでみつけ、その原本を朝日新聞社が日本の国立公文書館で確認している(『朝日新聞』1992年4月21日付夕刊)。このことは「政府が進めている現在の調査方法は、再検討を迫られそう」と論評しているが、重要な指摘である。

- 7) 中国人労働者の強制連行の実態についての資料が、アメリカ国立公文書館分館で見つかったが(GHQ接収文書)、それによれば中国人労働者にたいする労賃の未払いや「華人ヲ取扱フコト牛馬ヲ取扱フ如ク」という(『朝日新聞』1991年7月5日)。
- 8) 津田秀夫『史料保存と歴史学』、三省堂(東京)、1992年、227ページ。
- 9) 『朝日新聞』1991年5月28日付。
- 10) 同上。
- 11) 安澤秀一『史料館・文書館学への道』、吉川弘文館(東京)、1985年、102ページ。
- 12) 『朝日新聞』1992年3月26日付。
- 13) 『朝日新聞』1991年10月1日付。
- 14) 『朝日新聞』1992年1月11日付。
- 15) 由井正臣「公文書の公開をめぐる」、『朝日新聞』1973年5月11日付夕刊。
- 16) 『朝日新聞』1992年1月15日付。
- 17) (続) 藤沢市史編纂準備委員会「(続) 藤沢市史編纂要綱についての報告」、『藤沢市史研究』25号、1992年3月、2ページ。
- 18) 同上、5ページ。
- 19) 委員会のメンバーは丹羽邦男(委員長)、青山孝慈(委員)、内海孝(委員)、高野修(館長)である。
- 20) 高野修「文書館と地域史編纂」、『藤沢市文書館紀要』14号、1991年3月、13ページ。
- 21) 大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』、吉川弘文館(東京)、1986年、70ページ。
- 22) J. C. Hepburn, *A Japanese-English and English-Japanese Dictionary*, Z. P. Maruya & Co. (Tokyo), 1886, p. 784.

追記) 初校中の1992年7月6日、日本政府は従軍慰安婦問題の調査結果(127点)を公表したが、防衛研究所図書館の関連資料の一部が「慰安所に関する記述を削除したまま公開されていた」ことが判明した(『朝日新聞』同年7月7日付)。韓国政府は聞き取り調査の結果として74人の元慰安婦を確認しているが、日本政府は「今後も聞き取り調査はしない方針」という。